

第 6045 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 9月20日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 代償分割

Q : 先日父が亡くなり、相続財産を子供3人で分割しようと思います。相続財産は自宅(価額1億円)と現預金だけです。私が財産の全部を相続し、他の兄弟二人には私から現金を2,000万円ずつ支払うことにしたいのですが、このような分割方法は認められますか？

A : 代償分割と呼ばれる分割方法で、あなたは6,000万円(1億円から他の兄弟に提供した4,000万円を控除した金額)に対して、他の兄弟お二人は各々2,000万円に対して相続税が課税されます。

【解説】

遺産分割は、被相続人の財産を分割するのが原則です。しかし、相続財産のうちには、不動産のように分割不可能なものも存在します。このような場合、特定の相続人が自分の相続分を超えて相続する代わりに、その特定の相続人の財産を他の相続人に提供する分割方法を採用することが認められています。

このような遺産の分割方法を「代償分割」といいます。

遺産分割を代償分割によった場合は、相続税の課税価格は次のようになります。

- ①代償財産を取得した者<他の兄弟の場合>
 相続により取得した財産の価額と代償分割により取得した財産の価額の合計額
- ②代償財産を提供した者<貴方の場合>
 相続により取得した財産の価額から代償分割により提供した財産の価額を控除した金額

